

いしおか

# 市議会だより



財政指標

**健全化判断比率  
資金不足比率**が

報告されました

2ページ

**一般質問**

4~7ページ

議員11人が登壇

**議案質疑**

7~9ページ

常任委員会の活動

10~11ページ

請願・陳情の概要と審査結果

11~12ページ

第3回定例会

朝日里山学校開設へ

体験型観光施設

2ページ

第16号

ぎかい  
広報紙

平成20年11月1日発行



## 各種会計補正予算案など

# 23議案を原案どおり可決

九月に開催されました第三回定例会では、市当局から三十八議案の提出がありました（※左ページ参照）。うち、議案第七十四号「平成十九年度石岡市一般会計歳入歳出決算認定」ないし議案第八十七号「平成十九年度石岡市水道事業会計決算認定」の十四議案については、決算特別委員会に付託し、認定審査は第四回定例会で行うこととなります。また、議案第九十七号「市道の認定」については否決となりました。他の二十三議案については原案どおり可決・適任としました。

### ●補正予算

「平成二十年度石岡市一般会計補正予算（第二号）」について、歳入歳出予算の総額に三千六万九千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ二百六十六億一千七百七十六万五千円とするものです。歳出予算の主なものとして、「人件費の補正」があります。これは、予算が一月一日現在の職員配置等をベースに作成されているため、新年度の職員配置等に合わせ、予算

の補正を行うものです。

その他「合併処理浄化槽設置事業費補助金」に六千三十九万九千円。これは補助申請が多数あり、残り数基分となったことから、今回八十八基分を追加するというものです。他には「総合窓口設置経費」に一千九十八万五千円。「小学校・幼稚園のAED設置費」五百四万円などがあります。各種特別会計補正予算については、一般会計と同様に、「人件費の補正」が主なものです。うち、「平成二十年度石岡市介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）」では、「特別養護老人ホーム指定管理者指定管理料」七百三十二万八千円が増額となっていますが、これは昨年度の施設利用者等の実

績に伴う精算分として、平成二十年度に指定管理者に対して支払うためのものです。各会計補正予算については、議案質疑などで様々な角度から議論した結果、すべて原案のとおり可決しました。

### ●朝日里山学校開設へ

朝日里山学校は、廃校となった旧朝日小学校の有効活用を目的に、旧校舎を改修し、そこを体験型観光施設として活用していくものです。平成二十年十一月からオープンとなります。当面は準備期間として、市が直接管理し、運営の一部を石岡市観光協会にお願いすることです。具体的には、田植えなどの農業体験、イチゴ狩り、間伐などの林業体験、地元陶芸家による陶芸体験、地元食材を利用したピザ焼き体験、史跡めぐりなどを行い、朝日里山学校周辺の自然や史跡など活用しながら、地域と連携し、活性化につなげてい

きたいとのことです。

今回の議案は、朝日里山学校開設のための条例制定について、提出されたものです。当議会では、議案質疑などの中で、運営方法などについての議論を行い、原案のとおり可決しました。

### ●財政健全化判断比率

今年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、

### 健全化判断比率

(単位: %)

|               | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------|--------|----------|---------|--------|
| 石岡市           | —      | —        | 14.3    | 124.8  |
| 早期健全化基準       | 12.64  | 17.64    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準        | 20.00  | 40.00    | 35.0    |        |
| 《参考》市債許可制移行基準 |        |          | 18.0    |        |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、決算が黒字で値がないため「—」と記載しています。

### 資金不足比率

(単位: %)

| 特別会計の名称                   | 資金不足率 | 経営健全化基準 | 《参考》市債許可制移行基準 |
|---------------------------|-------|---------|---------------|
| 水道事業                      | —     | 20.0    | 10.0          |
| 簡易水道事業                    | —     | 20.0    | 10.0          |
| 下水道事業                     | —     | 20.0    | 10.0          |
| 農業集落排水事業                  | —     | 20.0    | 10.0          |
| 石岡駅東土地区画整理事業(うち、公債費を除く部分) | —     | 20.0    | 10.0          |

※資金不足比率について、いずれの会計も値がないため「—」と記載しています。

平成十九年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）、特別会計のうち公営企業会計の資金不足比率について報告がありました。

当市においては、いずれも健全化基準を下回っています。議会では、これから適正な財政運営のため、市が行う事業全般に細心の注意を払っていきたいと考えています。

# 市長提出議案の審査結果

## 第3回 定例会

\* 第3回定例会（8月26日～9月10日）で審査した市長提出議案の概要と結果は次のとおりです。

|         |                                                |                |
|---------|------------------------------------------------|----------------|
| 議案第65号  | 平成20年度石岡市一般会計補正予算（第2号）                         | 原案可決           |
| 議案第66号  | 平成20年度石岡市授産所特別会計補正予算（第1号）                      | 原案可決           |
| 議案第67号  | 平成20年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                   | 原案可決           |
| 議案第68号  | 平成20年度石岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）                   | 原案可決           |
| 議案第69号  | 平成20年度石岡市下水道事業特別会計補正予算（第1号）                    | 原案可決           |
| 議案第70号  | 平成20年度石岡市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                 | 原案可決           |
| 議案第71号  | 平成20年度石岡市介護保険特別会計補正予算（第1号）                     | 原案可決           |
| 議案第72号  | 平成20年度石岡市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）                 | 原案可決           |
| 議案第73号  | 平成20年度石岡市水道事業会計補正予算（第1号）                       | 原案可決           |
| 議案第74号  | 平成19年度石岡市一般会計歳入歳出決算認定について                      | 決算特別（継続委員会へ）付託 |
| 議案第75号  | 平成19年度石岡市授産所特別会計歳入歳出決算認定について                   |                |
| 議案第76号  | 平成19年度石岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                |                |
| 議案第77号  | 平成19年度石岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                |                |
| 議案第78号  | 平成19年度石岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |                |
| 議案第79号  | 平成19年度石岡市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について                   |                |
| 議案第80号  | 平成19年度石岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について                  |                |
| 議案第81号  | 平成19年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について     |                |
| 議案第82号  | 平成19年度石岡市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について              |                |
| 議案第83号  | 平成19年度石岡市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について            |                |
| 議案第84号  | 平成19年度石岡市霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について                  |                |
| 議案第85号  | 平成19年度石岡市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                  |                |
| 議案第86号  | 平成19年度石岡市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について              |                |
| 議案第87号  | 平成19年度石岡市水道事業会計決算認定について                        |                |
| 議案第88号  | 石岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を制定することについて          | 原案可決           |
| 議案第89号  | 石岡市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて        | 原案可決           |
| 議案第90号  | 石岡市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて | 原案可決           |
| 議案第91号  | 石岡市税条例の一部を改正する条例を制定することについて                    | 原案可決           |
| 議案第92号  | 石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて                | 原案可決           |
| 議案第93号  | 石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例を制定することについて                  | 原案可決           |
| 議案第94号  | 基幹水利施設管理事業に関する事務の委託について                        | 原案可決           |
| 議案第95号  | 訴えの提起について                                      | 原案可決           |
| 議案第96号  | 市道の認定について                                      | 原案可決           |
| 議案第97号  | 市道の認定について                                      | 否 決            |
| 議案第98号  | 市道の認定について                                      | 原案可決           |
| 議案第100号 | 市道の認定について                                      | 原案可決           |
| 議案第101号 | 市道の認定について                                      | 原案可決           |
| 議案第102号 | 市道の変更にについて                                     | 原案可決           |
| 諮問第 1号  | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて                   | 適 任            |

※議案第74号ないし議案第87号の、石岡市各会計決算認定に関する議案については、9月24日(木)から26日(金)の3日間決算特別委員会を設置し、そちらに付託し審査を行いました。次回定例会（第4回）で決算特別委員長が議会に報告を行い、それを受け、本会議で決算を認定するかどうかの審査を行います。

※議案第99号については、執行部からの申し出により撤回となりました。

## なぜ公営（市営）住宅でグループホーム（知的障害者）が無いのか



かわむらりょういち  
川村良一

**問** なぜ、市営住宅にグループホームが無いのでしょうか。県内で障害者手帳をお持ちの方は十万人を超えています。当市には三つの施設があるだけです。私は障害をお持ちの方が、社会に出て生活していくため、一つの極めて有効な手段だと思います。市営住宅は入居待ちの方も多いですが、グループホームの方々もまた住宅困窮者であることを受けてほしい。既存の住宅では、他の入居者や近隣の方々に説明し、ご理解を得る必要があります。難しいかと思いますが、それらを考慮して、石岡市でも具体的に、今後どのようにしていくのかについて伺います。

**答** グループホーム等の充実、施設から地域生活の移行に当たり、重要な役割を果たすもので、必要不可欠な社会資源の一つと認識しています。市営住宅のグループホームとしての使用は、住宅への入居申し込みが数多くあるので、空き状態、あるいは他の自治体なども調査し、検討したい。また、グループホーム利用に係る相談、支援体制の充実については、実施していきたいと考えます。今後の老朽化した市営住宅の建て替えは、要望を念頭に入れ、ストック総合活用計画に基づき、市の財政状況などを勘案し、できるだけ早期に、将来の建設、老朽化した住宅の建て替えに向け進めていきたいと考えます。

**その他の質問事項**  
●合併協議会において決定された合併特例債事業とは

## 職員数、定員適正化計画と諸問題について



ちくながまさひろ  
千尋増徳

**問** 職員の計画以上の削減について、市民は「ニーズに対応できる適正な自治体」を求めています。そこで、①事務事業評価、行政評価を実施しているなら、各課の必要人数は掌握できると思います。現在の事務事業に対し、市民満足度が得られる適正な職員数は何人か。また、四十六名の退職者に対し新規採用十二名で、事務を消化できるのか。②外部団体の事務を引き受けている課について、今後どうするのか。③メンタルヘルス相談について、具体的な内容を伺います。

**答** ①石岡市行財政改革懇談会の答申をもとに、平成二十二年度に六百七十四人、これが適正数と考えます。事務事業評価、行政評価は施策評価の指標として用いるもので、必要数を導き出すものではありません。今後はさらなる事務事業や役職ポストの見直し、職員の能力の向上を図る取り組みを進めたいと考えます。②外部団体の事務は、その団体に戻すという基本方針になっています。③相談は課長及び課長補佐が対応し、相談者数は、電話も含め五名程度、業務や人間関係の悩みからの体調不良の相談が多いようです。悩みをよく聞き、上司や家族などと相談しながら、適度な休暇や専門医の受診を薦めるなど、できる限りの対応を図るように取り組んでいます。

**その他の質問事項**  
●石岡駅周辺整備  
●市長の視察研修の随行  
●職員新規採用について

## 国民宿舎つくばねの運営について



おかのたかお  
岡野孝男

**問** 現在本市では、国民宿舎つくばね施設検討委員会を立ち上げ、存続、廃止の協議をしています。私は、観光振興計画にもその重要性が記されているように、地域の振興と観光事業の充実のため、必要不可欠だと考えます。建設から三十五年が経過し老朽化も否めず、また、平成六年以降、経営状態もよくありません。しかし、廃止ではなく存続のため、どうしたらよいか知恵を出し、可能性を追求し、確かな方策を立てるべきであり、採算がとれず赤字経営でも、公益性が高い重要な施設は存続すべきと考えます。また、「つくばね」の経営規模の縮小により、産業文

化事業団の職員の定数減になった場合の身分保障について、伺います。

**答** 「つくばね」は建物の老朽化が進み、快適で安心できるサービスの提供には、改築や大規模な改修が必要です。今後のあり方や運営等について、検討委員会、多方面からの検討をしています。その中では存続、廃止等を含め、さまざまな意見が出ていますが、「水郷」などの国民宿舎等の状況も参考に、また、公共性、公益性の意義についても、改めて検討委員会へ説明し、十一月ごろまでに提言できるように進めます。職員の身分保障について、今後、さらに他の類似施設の状況を調査研究したいと考えます。

**その他の質問事項**  
●臨時・非常勤職員の均等待遇と雇用の安定について  
●川又地内の不法盛土





あきら せき 関 昭

問 川又地区の残土について、①第二回定例会以降の経過について。②排水路を地権者に許可を得ず新設しているが、どういうことか。③地権者を交えた法律相談の際、弁護士から「刑事告発すべし」と言われたとのことだが、執行部はその意見を受け入れているのか。

④今回の農地改良に伴う届出の書類に不備があるようだが、これらの事務処理は農業委員会全体の責任だと思うが、どういう対応をしていくのか。これらについて伺います。

物質は検出されませんでした。第三回は十一月頃を予定しています。土壌調査についても、今年度実施します。②現在のところには排水路を設置させるような正式な許可、書類、指導等はないと思います。どうしてそうなのか調べたいと思います。③議会終了後、石岡市不法盛土等対策本部を設置し、その本部会議の中で、既に弁護士、警察の内諾は得ていますので、告発をするかどうか協議してきます。④農地改良届出は、許認可ではなく届出の行為なので受理せざるを得ないもので、農業委員の責任については、今回ご指摘の件を農業委員会の方で諮りたいと思います。

答 ①水質調査について、四月の第一回、七月の地元の要望箇所を調査した第二回、いずれも有害な

その他の質問事項

●「つくばね」の存続について

●上水道行政について

川又地区における

残土埋立てについて

防災行政について

防災マニュアル・要援護者への避難支援体制は



ひし ぬま かず ゆき 菱 沼 和 幸

問 本市の防災行政について、①防災マニュアル策定は。②教育現場での子供たちへの防災教育は。③要援護者を適切に避難させる体制整備のため、検討委員会など定期的な協議の場の設置や、横断的なプロジェクトチームの設置。また、災害時に避難を支援する要援護者の範囲や情報伝達体制、また、リストなどの情報を防災担当で把握しているか。④石岡市と協定を結ぶ防災関係機関について伺います。

①今年度、土砂災害防止法に基づく県の調査が入り、警戒区域が指定されますので、その住民説明、現地確認の後、作成する予定です。②学校保健安全計画に基づき、学期ごとに地震・火災等を想定した訓練を実施しています。③主に市内の各課長・課長補佐を出席者とした会議を開催し、災害本部や民生委員、地域の連携で対応したい。要援護者は、国のガイドラインを基に、一人暮らしの高齢者、障害者、要介護者などで、庁内会議、防災訓練、地域コミュニティを活用し、リストは防災担当では把握していませんが、保有する福祉部・消防本部の情報について、迅速で確実な伝達体制を整備したい。④本年度はJ・A関係と協定を結んでおり、今後は、建設・水道事業組合とも応援協定を結び、市民の安全を確保していきたいと考えます。

答

①今年度、土砂災害防止法に基づく県の調査が入り、警戒区域が指定されますので、その住民説明、現地確認の後、作成する予定です。②学校保健安全計画に基づき、学期ごとに地震・火災等を想定した訓練を実施しています。③主に市内の各課長・課長補佐を出席者とした会議を開催し、災害本部や民生委員、地域の連携で対応したい。要援護者は、国のガイドラインを基に、一人暮らしの高齢者、障害者、要介護者などで、庁内会議、防災訓練、地域コミュニティを活用し、リストは防災担当では把握していませんが、保有する福祉部・消防本部の情報について、迅速で確実な伝達体制を整備したい。④本年度はJ・A関係と協定を結んでおり、今後は、建設・水道事業組合とも応援協定を結び、市民の安全を確保していきたいと考えます。

その他の質問事項

●工口農業次城構想●環境行政●食育・地産地消推進●「赤ちゃんの駅」について



いけ だ まさ ふみ 池 田 正 文

問 ふるさと納税について、市民が、自分の意思で納税対象を選択し、納税の大切さを自覚できる大変貴重な機会と考えます。そこで、①ふるさと納税制度についての考え、今後の取り組みについて。②本市では、条例の制定でなく、規則によって運用を図るということですが、その違いについて、また、策定する規則は。③例えば出身小学校の校舎の改築など、具体的に事業が特定される場合の対応は。④事務分掌、PR活動について。これらについて伺います。

①ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献・応援したいという納税者の思いを寄附という形で具体化します。そのため、市税条例を改正し、寄附金の申し込み方法や使い方の制定作業をしています。②基金の場合は条例で対応しますが、当市では、寄附金を一般会計で受け入れるため、規則で対応します。③寄附者が選べる3つの事業区分として「福祉施策」「教育施策」「ふるさとづくり」を掲げ、また、使途を限定しない「その他」を設け、決算の際に充当した事業の公表を考えています。④全体の制度設計は企画課。問い合わせ、申し込みなど事務手続は税務課。寄附金の充当や運用状況のとりまとめは財政課が担当します。PR活動は企画課が中心となり、また、トップセールスも効果があると考えられており、適切な時、場所を検討していきたいと思っています。

答

ふるさと納税制度の

取り組みについて

## 国民宿舎「つくばね」の 役割と今後の運営について



さくらばやし のぶ ゆき  
櫻 井 信 幸

か。④料金収入の増加と、宿泊者が少ない平日の利用率アップのため、通信制高校を誘致してはどうか、伺います。

**問** 国民宿舎「つくばね」について、開業以来二十一年間は黒字経営で、これまでに旧町への繰出金が約九億円になります。「つくばね」閉鎖の噂について、私はとてもないことだと思えます。開業当時からの利益を貯蓄し、それを基に建て替えておけば、いまだに経営は健全だったはずです。他の施設の成功例を見ると、建て替え、改築がほとんどです。そこで、①これらを踏まえて今後、どのようにするのか。②つくばね施設検討委員会のメンバーに経営の専門家がいないのはなぜか。③周辺に、ちよっと手を加えて、ハイキングコースや自然の公園にしてはどう

**答** ①合理化による経費削減、研修での職員の意識改革を進め、地元食材を取り入れたメニューの開発など地域との関わりを深めるとともに、利用者へのおもてなしの充実が図れるよう指導改善に努めていきます。②今後、検討委員会の中で「専門的なものを」という話が出た際には、専門家を入れて再検討する予定です。

③周遊コースとして、ハイキング道の整備、国有地の活用等について、検討します。④改めて通信制高校の立地や活用方法、需要動向等、情報の収集に努めていきます。

### その他の質問事項

- 路側駐車帯の設置 ●市庁舎耐震補強について他

## 小・中学校の耐震化と 統合への取り組みについて



まえしま たか もと  
前 島 孝 元

**問** 小・中学校施設整備懇談会について、その中で肝心の統廃合に関する教育委員会の考え方、検討状況などの説明が一切ありませんでした。そこで、①補強工事をする平成二十七年までの間に統合になる学校が出た場合は。②東小と柿岡中について、統合

を見据えた計画なのか。また、両校同時に建設できないのか。③小中一貫校を視野に入れた統廃合計画の検討は。④懇談会に市長、副市長が出席しないのはどうしてか。⑤合併特例債事業について、議会の承認が無

い中で、事業の先送りなど発言しているのか。これらについて伺います。

**答** ①まず耐震化事業に取り組み、その中で住民の方々の意見の調整ができれば、統合も視野に入れた対応をしたい。②両校の改築は、現在の状況で進めていきたい。柿岡中は、東小にある程度目途がつき、財政的に対応が可能となった場合、前倒ししたい。③他市の状況等を踏まえ、本市で取り入れることができるか検討したい。④今回は第一歩であり、今後、懇談会などを重ねて方向性が見えたら、市長、副市長で意見を聞いていきたい。⑤児童生徒の安全・安心を第一に、複合文化施設を先送りし、合併特例債で耐震化工事に取り組みたいと考えます。

### その他の質問事項

- 水道行政
- 霞ヶ浦の境界決定
- 指定管理者制度

## 石岡市学校施設耐震化について 耐震化100パーセントへ



かな い かず のり  
金 井 一 憲

の削減に積極的に取り組んでいる自治体もあるということなので、石岡市も取り入れていかれてはよいのではないかと思います。

**問** 学校施設耐震化について、同僚議員からの質問の中で、本年度中に耐震化対象の学校施設、すべての耐震診断結果が出されると。それにより耐震化に必要な費用が具体的に算出可能となり、数値の悪い学校から計画的に、平成二十七年までに耐震化を進めていくという答弁がなされております。この件に関しまして、確認のため、市長から一言、平成二十七年までに石岡市の小中学校の耐震化率100%を目指すというのを約束していただきたいと思います。また、参考に、県内他市において、一級建築士の資格を持つ職員を現場に派遣することで、建築費

**答** 学校施設整備につきましては、児童生徒の安全安心を第一に考えまして、今年度行われます耐震診断結果を待ちまして、できるだけ早く学校耐震化を進めていきたい。二十七年までという具体的な提言もございましたが、必要な耐震改築等を含めまして、二十七年までには終わらせたいという考えです。

### その他の質問事項

- 小中学校施設整備懇談会
- 適性規模による適正配置
- 北小学校改築
- 給水制限
- 公用車の無駄の縮減
- 合併特例債各事業の進捗状況





あきら 山 口 裕 司  
やま ぐち 山口 裕司

**問** 私は、観光に対する市の取り組みについて議会の度に質問し、提言していますが、それは多くの地域資源を持ち、それを生かしていくことが新しいまちづくりにとって重要だからです。そこで観光振興計画の目標達成のために、予算、人員、関係団体との連携など、さまざまな課題について、どのようにクリアしていくのか。計画の目標である百万人の観光見込み客をどのように達成し、その経済効果はどのくらいになるのか。また、市長は石岡の観光振興をどのように考え、何を重点的に進めたいのか、観光振興に対する意気込みをお聞かせください。

**答** 観光振興は、一気に目標が達成されるわけはありません。地道な活動の一つ一つ積み重ねながら、目標達成に向けて努力したいと考えており、当市の豊富な地域資源を活用するため、具体的には旧朝日小学校における体験型観光を進めるため、地域との連携を図りながら体験メニューの協議をしています。当市は農産物や自然、歴史的資産など、多様な地域資源に恵まれており、これらと観光を連携させることが、基本的な方向性だと思います。観光客の志向は、従来の見る観光から体験できる観光へと変わりつつありますので、地域資源を活用した体験型観光を重点的に勧めていきたいと考えます。

## 石岡市の観光行政について

観光客100万人達成に向けて

## 水道行政について

### 八郷地区の給水制限について



こまつ みよこ 小松美代子

**問** ①今夏、市内二十世帯について、断水あるいは給水制限により大きな被害を与えたわけですが、その方々に対する、水道料金の減免措置についてどう考えているのか。また、謝罪は。②県西・県央用水からの受水と、地下水取水の今後について。③水道事業の統合について。④八郷地区水道をどういう形で湖北水道企業団に譲渡するのか。⑤応急措置として、湖北水道の管を、医師会病院付近でつなぐということですが、工事費の負担先と給水単価について、伺います。

**答** ①給水制限により、一部市民生活に影響を及ぼしたことを考慮し、給水条例の減免条項を適用し、次回の使用料金から五十割の減免をすることを決定しました。合わせて、減免する月の納付書におわび文を同封したいと考えます。②地下水を可能な限り継続使用し、県に対して、規制の緩和などお願いしていきたいと考えます。③八郷地区水道は、現状のままの譲渡が可能であり、負債については計画的な償還方法の確立が必要なので、費用負担のルールを詰めることとなります。④工事費の負担は給水を受ける側、石岡市の負担となり、単価は協定内容の打ち合わせの中で検討したいと思っています。

#### その他の質問事項

- 小・中学校施設整備懇談会
- 後期高齢者医療制度
- 入れ歯リサイクル
- パン用小麦（ユメシホ）の耕作・生産



せき ただお 関 忠 男

**問** 今回、条例案が示されましたが、条文だけでは施設の内容、管理運営、費用対効果といった具体的なものが見えてきません。そこで、①朝日里山学校は、どう修繕されるのか。②どのような体験学習を行うのか。③施設の管理運営は、市の直営か、委託や指定管理か。④今後、廃校などに、同様の活用をしていくのかについて、伺います。それから、使用料の別表に、詳細な記載を付け加えること。体験学習のメニューづくりは、ノウハウがなければ、魅力ある人の集まる施設にならないこと。また、改修に六千万円、管理運営に年四百五十万六千円かかるのに対して、収入は二十六万三千円と、最初から赤字が予想されることなど。費用対効果など、きちんとした考えを持ってやっていただきたく、これらを強く要望します。

**答** ①改修内容は、トイレ、食の体験ができる施設の新設、校舎本体で、なるべく現状を残す必要最小限の改修を行います。②農地や山林、史跡など、また、さまざまな体験学習に取り組む団体もあるので、それらと連携しながらメニューをつくり、地域の活性化につなげていきます。③軌道に乗せるための準備期間として、当面、市が直接管理し、運営の一部を石岡市観光協会にお願いしたいと考えます。指定管理については、今後十分検討を加えたいと考えます。④現在、他の廃校活用については考えていません。

## 議案第93号●体験型観光施設 朝日里山学校 条例を制定することについて

議案第93号●体験型観光施設 朝日里山学校

## 議案質疑

議案第65号 ● 一般会計補正予算

## 観光対策経費 臨時雇人賃金について

徳増 千尋

**問** 観光対策経費について、観光課はイベント当日だけでなく事前準備など見えるところ以外の業務がたくさんあります。残業や休日を返上して仕事をしているように、圧倒的に職員が足りません。今回、臨時雇人として何人雇用するのか。また、本庁、支所などのように配置し、その方たちどの仕事をしていただくのかについて伺います。また、旧八郷地区については、地域性から、電話だけで相手の顔がわかります。そうすると、市内だけでなく市外の観光などの問い合わせにも応じ、案内することになります。そういう中で、来年度に対してどういうお考えか伺います。

**答** 商工観光課は、四月に欠員が生じ、課内で流

動体制をとり対応していましたが、より円滑な業務の推進を図るため、臨時職員2名を雇用する計画です。業務はイベントや観光案内、電話対応、一般的な事務の手伝いと考えています。配置については、本庁と支所での調整をしているところです。また、八郷地区は、観光の道案内や現地説明等がありますので、そういうことに対応できる方に頼まなくてはならないということ、今、その人選をしている状況です。来年度については、観光業務は時期によりますが、確かに、残業等も大変多い状況ですので、人員の増員を今後もお願いしていきたいと考えます。

● 農集集落排水事業建設費について  
その他の質問事項

関 昭

## 議案第93号 ● 体験型観光施設 朝日里山学校 条例を制定することについて

**答** ① 利活用検討委員会の中には、地区の区長などに

**問** ① 今回の条例について、地元の人たちが全く知らないというのはどういふことか。もう少しPRなり、意見を聞くことがあってもよかったのではないか。② 地元の人たちはボランティアで草刈りなど行っていますが、そういう地元の人たちが使う場合はどうなのか。③ 運営について、体験学習やPRなど当然考えなければならぬが、どのようにするのか。④ 指定管理者の業務の範囲について、条例で「市長が特に認めるもの」とありますが、これはどういうものがあるのか。これらについて伺います。

入っていただいておりますが、地元の方々にはこういうことで決定しましたといった通知、お知らせ等はしていません。深くおわびを申し上げます。今後、十分PRに努めていきたいと考えています。② 地元の方々が、施設を会議等でご使用になる場合は無料とさせていただきます。③ 運営については、当面の間、市が管理することになります。指定管理については、移行する時点において、十分協議を重ね運用等についても設定していくと考えています。④ 同敷地内にあります朝日スポーツ交流施設や防災倉庫などの鍵や日常的な管理を一体的にと考えています。



議案第72号 ● 介護サービス事業特別会計補正予算

## 繰越金(歳入・委託料(歳出))について

前島 孝元

**問** 介護サービス事業補正予算として七百三十二万八千円が計上されていますが、これは特別養護老人ホーム「のぞみ」運営事業の指定管理料です。他の指定管理料については、補正で出てくることはなかったと記憶していますが、この件について、今回なぜ補正が出てきたのか伺います。また今回のことは、五月になって国保連合会から連絡が来たので精算することになったとなると、これは毎年出てくる感じですが、二十年度に繰り越すのであれば十九年度の決算書に記載されるはずですが、決算書はゼロになっています。指定管理料については、出すということではなく、出すのであればきちんと手順を踏んでいただきたい、それらを確認したいと思います。

**答** 補正予算の金額は、十九年度の「のぞみ」の経費の実績です。管理運営に関する基本協定の中で、指定管理料は四、七、十一の年四回に分けて支払い、翌年の五月三十一日までに介護保険給付分及び措置費の実績による精算を行うこととなります。このように、国保連合会からの最終の精算が五月であり、予算書には歳出予算が計上されていません。よって、その分が支出できない状態でした。本来は十九年三月に補正すべきところですが、精算の関係から、二十年度の予算で、五月に振り込まれた七百三十二万八千円を繰越金に充当し、今回、補正で改めて支出するという事務的な流れをとっています。なお、今回の補正は赤字、黒字というのではなく、実績に合わせた指定管理料を支払うためのものです。



小松美代子

問 生活保護事務費で臨時雇入賃金五十万円が計上されていますが、この

必要性、仕事の内容、人数、期間、勤務時間について伺います。また、土木費の建築指導事業として、建築営繕指導嘱託員の報酬が三百四十三万円減額補正され、一方、住宅管理費で、ここにも臨時雇入賃金が三十万円計上されていますが、この関連と、事業内容について。また、臨時で雇う場合には、石岡市には登録制度があり、その登録された方の中から契約をして雇い入れると思います。が、今回は、どのようにお考えか伺います。

答 生活保護事務費について、六月中旬から一名療養休暇を取得したことから、内部事務処理の担

議案第65号 ● 一般会計補正予算

生活保護事務費・市営住宅維持管理経費

臨時雇入賃金について

その他の質問事項

- 簡易水道事業特別会計補正予算
- 介護保険特別会計補正予算
- 基幹水利施設管理訴えの提起
- 市道の認定

当として臨時職員一名、十月から三月までの六か月間、一日六時間雇用するものです。建築指導費の減額は、営繕業務の嘱託員として予定していた方が任用を辞退したことによる減額補正です。市営住宅維持管理経費の臨時雇入賃金は、建築指導費の減額とは関係なく、市営住宅の切り替えの際の処理業務として、その申告や、家賃算定のための収入申告の整理、データの入力処理について四か月、三十万円で雇用するものです。どちらも雇用にあたりましては、総務部に登録している方の中から採用していきます。

12月2日(火)~  
開催

第4回  
定例会のお知らせ



次回（第4回）定例会は、右記の日程で開催する予定です。ぜひ、傍聴においでください。

なお、表の「放映」欄に「有」と記載されている会議は、本庁舎と総合支所の1階ロビー、及びまちかど情報センターで生中継をご覧いただけます。こちらでもご利用ください。

| 月 日    | 曜 | 時 間    | 主 な 内 容          | 場 所  | 放映 |
|--------|---|--------|------------------|------|----|
| 12月 2日 | 火 | 午前10時～ | 議案の提案理由説明など      | 本会議場 | 有  |
| 8日     | 月 |        | 一般質問             | //   | // |
| 9日     | 火 |        | 一般質問             | //   | // |
| 10日    | 水 |        | 一般質問             | //   | // |
| 11日    | 木 |        | 議案質疑             | //   | // |
| 12日    | 金 |        | 常任委員会(総務企画・教育福祉) | 委員会室 | 無  |
| 15日    | 月 |        | 常任委員会(市民経済・都市建設) | //   | // |
| 16日    | 火 | 午後 2時～ | 議会運営委員会          | //   | // |
| 17日    | 水 |        | 議案の採決など          | 本会議場 | 有  |

第4回定例会で

**請願 陳情**の審査をご希望の方は

11月17日(月)  
午後5時30分  
までにご提出ください

現在、請願・陳情の提出を考えている方で、12月2日～12月17日開催予定の第4回定例会での審査をご希望の方は、議会運営委員会開会日の前日(11月17日(月))の午後5時30分までに、議会事務局へ提出してください。11月18日以降の受付分については、次回(平成21年第1回)定例会以降での審査となりますので、注意してください。※請願・陳情は、市役所本庁舎の開庁中ならいつでも受付をしています。

書式について

書式等に、特に決まりはありません。請願・陳情の要旨(市や市議会に対して、どのような理由でどのようなことを求めるか)を簡潔に書いてください(道路や側溝などの整備を求める場合は、略地図を添付していただければ幸いです)。

なお、提出者の方は氏名(署名もしくは記名・押印)、住所を明記してください。

# 常任委員会の活動

●石岡市議会には、四つの常任委員会が置かれています。委員会は、それぞれ担当する部門をもっていて、それぞれが、市の業務内容の調査や、議案と請願・陳情の審査などを行っています。ここでは、各委員会の活動内容をご報告します。

## ●総務企画委員会

### かしてつ跡地バス専用道化について

平成二十一年度末の茨城空港の開港にあわせて検討が進められている鹿島鉄道軌道敷跡のバス専用道化（仮称）地方型BRT（バス高速輸送シス



テム）について、九月十八日に調査を行いました。執行部からは、四回にわたる「かしてつ跡地バス専用道化検討委員会」の報告のほか、空港開港までに全路線の整備が困難と予想されることから、現在、県などと当面の整備区間の協議を進めていること、また今後の事業の具体化を進めるため、協議会を設置していくことなどについて報告がありました。委員からは、石岡駅が発着場となることから、駅周辺整備との関連性や用地についての質問があり、これに対し執行部から、各事業との調整が必要ですが、期間的、技術的なものを含め、現実的な方法を検討する必要があるとの考えが示

されました。さらに委員からは、空港開港が目前であるので、段階的な整備になっても、開港までにBRTが稼動するよう鋭意努力してほしいとの意見が出されました。また、九月五日の委員会では今期定例会で付託された四議案について審査を行い、いずれの議案も「原案可決すべきもの」と決しました。

## ●教育福祉委員会

### 統合保育所の建設に伴い、福祉作業所が移転へ

市で現在計画している統合保育所（柿岡・葦穂・恋瀬・瓦会・林保育所を統合し、二十二年四月開所



予定）の建設に伴い、担当部から、柿岡地区の福祉作業所を移転する計画が示されました。

執行部のこれまでの説明では、建設予定地にある二施設（農村高齢者センター・福祉作業所）の間に統合保育所を配置したいとのことでした。それに対し委員からは、当該

予定地で計画を進めるのであれば、既存施設を移転させるなど、良好な保育環境を確保すべきではないか、との意見が出されていました。

今回の説明で、執行部では、福祉作業所を柿岡下宿地内の市有地に移転改築したいとして、今後、関係部局と協議を進



めていくとのこと、その結果、統合保育所は福祉作業所移転後の敷地に、二十二年四月開所を目的に整備されることとなったものです。

そのほか、今期定例会で当委員会に付託された五議案は、全会一致で「原案可決すべきもの」と決しました。

また、第一回定例会で当委員会に付託され、継続して審査を行なってきた「石岡市立北小学校本館改築促進についての陳情」については、「不採択とすべきもの」と決し、今期定例会で委員長報告を行ないました。

## ●市民経済委員会

### 「市民との協働のまちづくり条例」策定に向けて

当委員会は、主要事業及び課題に対する取り組み状況の説明を求め、審議を行いました。市民生活課で策定が進められている「市民との協働のまちづくり条例」は、条例制定委員十五名を委嘱し、ワーキングチームを設置し、市民との協働の現状・事例などの調査に入っているということでした。今後は、二十年度・二十一年度の二か年計画で検討し、パブリックコメントを行い、二十一年の十二月定例会に条例案の提案を予定しているということです。

また、環境対策課から、川又地区の土砂埋立て箇所の水質分析検査の結果、有害物質は検出されず、今年度はさらに土壌分析を行うことが示されました。そのほか、今期定例会



で当委員会に審査付託された議案はすべて、全会一致で「原案可決すべきもの」と決しました。

## ●都市建設委員会

議案第九十七号

### 「市道の認定について」の審査内容について

議案の主旨は、石岡市須釜字堀内地内において、都市計画法に基づく開発行為により築造された道路を、市道B二五七三号線として受け入れるというものです。

審査に先立ち、当委員



会では委員全員で現地へおもむき、当該箇所の調査を行いました。その際、当路線の起点側である石岡市道との取り付け部において、当路線を直角に交差させるため、交差点付近で無理に鋭角に曲げて接続されており、このことは安全確保上問題があるとの認識しました。質疑では、委員から「あまりにも石岡市道からの進入部が変則的ではないか」「安全確保のため、交差点の再検討が必要ではないか」といった意見など、路線の形状や、利用者の安全性確保についての意見が出されました。

これらのことから、当議案について、全会一致で「否決すべきもの」と決しました。ほかに今期定例会で、当委員会に付託された議案はすべて、全会一致で「原案可決すべきもの」と決しました。

# 請願 & 陳情

第三回定例会では、皆さまからご提出いただいた次のような請願・陳情を審査しました。なお、「審査結果」に示す各語の意味は、次のとおりです。

採択……請願・陳情に示された願意が妥当で、かつ、実現の可能性も見込める等と判断したもの。

不採択……右記以外のもの。

継続審査……引き続き次期定例会までの期間に審査する場合。

### 以前から継続して審査を行ってきた請願・陳情

各請願・陳情の要旨は、お手数ですが市議会ホームページ（アドレスは最終ページ（枠外）参照）の本紙バックナンバーでご確認ください。

\*\*\*\*\*

### 石岡市立北小学校本館改築促進についての陳情

付託 平成二十年

第一回定例会

要旨 本紙第十四号に掲載教育福祉委員長報告の要旨

本陳情について、平成二十年第一回定例会中の審査では、執行部に対し、北小学校の今後の整備の

方針について説明を求めたところ、学校施設整備計画検討委員会の報告などから、北小学校は耐震工事で対応していきたいとの考えが示されました。

委員からは、北小学校は合併前から改築計画が進められてきたものであり、今回の陳情の趣旨は十分に理解できるとしながらも、近年、学校施設においては、全国的に耐震化、少子化に対応した整備が求められる状況となってきたことなどを踏まえ、市内全校の今後の整備方針を見極めなければならぬのではないかと意見が出され、継続して審査

をすることとしました。

さらにその後、五月十三日、八月十八日と委員会を開催し、本陳情について継続して審査を行ないましたが、その中での説明も、当初予算の段階では今年度三校の耐震診断を実施していくとしていたものが、先の定例会では、合併特例債を活用できるようになったことなど状況の変化に伴い、旧耐震基準の全十八校で耐震診断を実施することにするなど、学校整備に関する方針も変わり、それらを踏まえ、北小学校整備の方針について、執行部に改めて説明を求め

たものです。説明では、北小学校は改築ではなく耐震補強で対応することが改めて示され、臨時教育委員会でも次に挙げる理由に基づき了承されたとの説明がありました。

その理由として、今年度実施する耐震対象校十八校の耐震診断結果によつては、北小学校より耐震率が低く、優先して改築を必要とする学校が予想されること。また、北小学校を改築で進めた場合、今後各学校における児童生徒数の状況を考慮した学校施設整備の考え方が理解されにくいこと。さらに、石岡市立小中学校施設整備計画検討委員会の答申では北小学校は耐震化で行なうべきであるとの報告があること。そして、小中学校施設整備懇談会の中で保護者・地域の方々の意見を聴取し、今後の学校施設の適正配置等については総合的な判断が必要となる、とのことでした。

その後の質疑では、委員から、この陳情の趣旨

（次頁へつづく）

が改築事業を促進してほ  
しいという、改築を前提  
とした陳情なのに対し、  
以前から執行部は議会に  
対し、改築は行なわず耐  
震補強で対応したい、と  
の方針を示しており、こ  
れまで地域の方々にきち  
んと説明がなされてこな  
かったのではないかと、な  
どの指摘がありました。

以上のような審査の後、  
本陳情に賛成の委員の起  
立を求めたところ、起立  
者はなく、本陳情は「不  
採択とすべきもの」と決  
しました。

#### 審査結果 不採択

\*\*\*\*\*  
十五単・市道三〇五四号  
線の一部分の拡幅と排水  
工事についての陳情

付託 平成二十年

第一回定例会

要旨 本紙第十四号に掲載

都市建設委員長報告の要旨

当路線は住宅地を通り、  
都市計画道路 村上・六  
軒線まで抜けることがで  
きる重要な市道です。執  
行部から、平成十五年度

に道路整備に着手した際  
には、隣接地権者からの  
同意が得られず、事業を  
やむなく中止したという  
経緯の説明があり、また、  
委員から、今回は整備に  
向けて、隣接地権者の同  
意が得られるのか、との  
質問に対し、確認済みと  
の回答がありました。その  
後の採決の結果、当委  
員会は全会一致で、本陳  
情を採択すべきものと決  
しました。

#### 審査結果 採択

第三回定例会で議  
題とし、委員会へ  
審査を付託した陳  
情・請願

\*\*\*\*\*  
教育予算の拡充を求める  
請願

紹介議員 岡野孝男

要旨 子どもたちに豊か  
な教育を保障することは、  
社会の基盤作りにとって  
きわめて重要なことです。  
しかし、地方交付税削減  
の影響や厳しい地方財政

の状況などから、自治体  
において教育予算を確保  
することは困難となつて  
います。教育予算を国全  
体として、しっかりと確  
保・充実させる必要があ  
ります。

○きめ細かい教育の実現  
のために、第八次公立  
義務教育諸学校教職員  
定数改善計画を策定す  
る。

○義務教育費国庫負担制  
度を堅持する。

○学校施設整備費、就学  
援助・奨学金など教育  
予算の充実のため、地  
方交付税を含む国の予  
算を拡充する。

○教職員の人材確保のた  
め、教職員給与の財源  
を確保・充実する。

経過 教育福祉委員会  
継続審査中

\*\*\*\*\*  
「地域の県立高校の存続  
と、三十人以下学級実現  
でゆきとどいた教育を求  
める意見書提出」に関す  
る陳情

要旨 茨城県教育委員会

の発表した「県立高等学  
校再編整備実施計画」が  
実施されると、百十校あ  
る県立高校は九十九校へ  
削減されることになりま  
す。いま教育行政に求め  
られているのは、住民の  
声を聞き、一人ひとりの  
子どもたちが大切にされ  
ゆきとどいた教育が保障  
される学校教育を実現す  
ることです。

○県立高校の統廃合計画  
を見直し、一方的な統  
廃合はやめ、一学級の  
定員を三十人以下にす  
る。

○受験競争や遠距離通学  
を緩和するために、高  
校間格差を是正する。

経過 教育福祉委員会  
継続審査中

#### お知らせ

議会では、定例会・常  
任委員会の会議録や、そ  
の他議会に関する情報  
をホームページで公開  
しています。  
ぜひご覧ください。  
\*アドレスは本ページ下段

# 意見書

第三回定例会で可決し、関係機関へ送付した  
意見書は次のとおりです。なお、今回の意見書  
はすべて、意見書の提出を求める請願・陳情を  
採決したことに伴うものです。

## 社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書

【要旨】「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太  
の方針2006）で打ち出された社会保障関係費を毎年2,200億  
円削減する方針を撤回することを強く要望する。

送付先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

## 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

【要旨】原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中  
低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対す  
る補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分(3  
割程度)の上乗せを行うことを強く要望する。

送付先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣